

# 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会（第1回）

## 議 事 次 第

日 時：令和6年5月24日（金）  
11時10分～12時00分  
（設立会議終了後）  
場 所：東京都庁第一本庁舎25階  
111会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

議案1 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会の運営に係る各規程について

議案2 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト事業計画及び予算計画について

### 3 その他

#### 【配布資料】

・ 委員名簿

#### <議案1>

- ・ 資料1-1 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会事務規程（案）
- ・ 資料1-2 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会財務規程（案）
- ・ 資料1-3 個人情報保護方針（案）

#### <議案2>

- ・ 資料2-1 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクトの実施に関する協定書（案）
- ・ 資料2-2 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト事業計画（案）
- ・ 資料2-3 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト予算計画（案）

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会 委員名簿

令和6年5月24日現在

委員長	前田 千歳	東京都 産業労働局観光振興担当部長
委員	橋本 一郎	(公財)東京観光財団 地域振興部長
委員	村上 喜孝	新宿区文化観光産業部文化観光課長
委員	加世田 秀一	(一社)新宿副都心エリア環境改善委員会 事務局
委員	大山 真帆子	(一社)新宿観光振興協会 事務局長

監事	高橋 佳宏	東京都 産業労働局総務部計理課長
----	-------	------------------

## 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会事務規程

### (目 的)

第 1 条 この規程は、東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会（以下「委員会」という。）の事務の能率的運営と、その責任の明確化を図るため、必要な事項を定める。

### (事案の決定)

第 2 条 事案の決定は、委員会の会議で議決すべきものを除くほか、その重要度に応じ、別表 1 に定めるものを行うものとする。

2 事案を決定する者（以下「決定権者」という。）が不在で、当該事案について至急に決定を行う必要があるときは、決定権者があらかじめ指定した者が決定する。

### (事案の決定方式)

第 3 条 事案の決定は、決定事項を記載した文書（以下「起案文書」という。）に当該事案の決定権者が電磁的に表示し、記録する方式又は署名し、若しくは押印する方式により行うものとする。

2 前項の起案文書は、当該事案の決定権者が、原則として起案用紙（別記様式第 1 号）により自ら作成し、又は事務局職員のうちから起案者を指定し、その者に必要な指示を与えて作成させるものとする。

### (文書の取り扱い)

第 4 条 文書は正確、迅速、丁寧に取り扱い、事務が能率的かつ適正に行われるように処理及び管理しなければならない。

### (文書主任の設置及び職務)

第 5 条 事務局に文書主任を置く。文書主任は事務局長が指名するものとし、東京都産業労働局観光部振興課課長代理（地域活性化担当）の職にある者から充てることとする。

2 文書主任は、事務局長の命を受け、次の職務に従事する。

- (1) 文書の收受、配布及び発送に関すること
- (2) 文書の審査に関すること
- (3) 文書の整理、保管、保存、引き継ぎ及び廃棄に関すること
- (4) その他文書事務に関し必要なこと

### (簿 冊)

第 6 条 文書の管理は文書番号簿（別記様式第 2 号）に記載して行わなければならない。

### (文書の記号と番号)

第 7 条 委員会が収発する文書には「東ナ実委」の記号を付し、一連の番号を記載しな

なければならない。

#### (文書の浄書及び発送)

第 8 条 浄書した文書は、起案文書と照合の上、第 12 条に定めるところにより印章を押印し、発送を要するものは、その手続きをしなければならない。

2 浄書、照合、印章を押印、発送をした者は、起案文書のそれぞれの欄に署名（電磁的に記録する方式も含む）又は押印しなければならない。

#### (文書の整理及び保存)

第 9 条 文書は、常に整然と分類して整理し、完結・未完結の区分を明らかにし、必要に応じて利用できるようにしておくとともに、別表 1 に定める保存期間の間保管しておかななければならない。

2 実行委員会の解散後も保存期間が残存する場合は、産業労働局観光部振興課が保存期間を引き継ぐものとする。

#### (印章の名称、寸法、ひな型等)

第 10 条 委員会の事務局に、「東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員長之印」及び「東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会事務局長之印」を置く。

2 印章の書体、ひな型及び寸法は別表 2 のとおりとする。

#### (印章の管理)

第 11 条 印章の管理は、事務局長が行い、印章に関する事務をつかさどる。

2 事務局長は、文書主任に印章に関する事務を処理させることができる。

#### (印章の使用)

第 12 条 印章の押印を求めようとする者は、印章使用簿（別記様式第 3 号）に必要な事項を記入し、押印しようとする文書に決定済みの起案文書を添え、文書主任の照合を受けなければならない。

#### (印章の事前押印)

第 13 条 定例的かつ定型的な文書等で、印章管理者が適当と認めたときは、前条の規定に関わらず、同条の照合を行う前に当該文書等に印章を押印すること（以下「事前押印」という。）ができる。

2 文書主任は、事前押印を求めようとするときは、あらかじめ印章事前押印・刷り込み申請書兼文書等処理簿（別記様式第 4 号）を印章管理者に提出しなければならない。

3 文書主任は、別記様式第 4 号により、事前押印した文書等を適切に処理しなければならない。

#### (印章の印影の刷り込み)

第 14 条 定例的かつ定型的な文書等で一時に多数印刷する文書等のうち、印章管理者が適当と認めたときは、その印章の印影を当該文書等に刷り込むことにより印章の押印に代えることができる。

**(情報公開)**

第 15 条 実行委員会の情報公開の取扱いについては、東京都の例による。

**(補 則)**

第 16 条 この規程に定めのない委員会の事務処理は、都度その取り扱いについて委員会において定める、もしくは東京都に準じて行うこととする。

**附則**

この要綱は、令和 6 年 月 日から施行する。

別表1

決定権者	事案の区分		保存期間
委員長	1	事業計画の実施に係る基本方針の策定に関すること。	5年
	2	事務局の会議に関すること。	
	3	規程の制定及び改廃に関すること。	
	4	予定価格が400万円以上の契約に関すること。	
	5	前各号のほか、特に重要な事項に関すること。	
事務局長	1	方針の決定している事業の執行に関すること。	1年
	2	事務局の運営に関すること。	5年
	3	予定価格が400万円未満の契約に関すること。	
	4	前各号のほか、定例的又は軽易な事項に関すること。	1年未満

別表2

書式	ひな型	寸法
てん書体	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>東京ナイトタイム 魅 力 創 出 プ ロ ジ ェ ク ト</p> <p>実行委員長</p> </div>	方24mm
てん書体	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>東京ナイトタイム 魅 力 創 出 プ ロ ジ ェ ク ト</p> <p>実行委員会 事務局 長</p> </div>	方24mm

## 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会財務規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会（以下「委員会」という。）の財務及び会計についての基本的な事項を定めることにより、委員会の事業の能率的かつ適正な実施に資することを目的とする。

### (財務管理の基本)

第 2 条 委員会の財務は、法令、委員会事務規程及び本規程によるほか、その他委員会が定める規程による。

### (会計年度)

第 3 条 委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 収益及び費用の発生並びに資産、負債及び正味財産の増減又は異動の所属する会計年度は、その原因となる事実の発生した日の属する会計年度とし、その日を決定しがたい場合は、その原因となる事実を確認した日の属する会計年度とする。

### (会計責任者)

第 4 条 委員会の会計責任者は、委員長とする。

2 委員長は、出納に関する事務を事務局長に処理させる。

### (科目)

第 5 条 委員会の勘定科目は、別表により処理するものとする。

### (予算編成及び執行の原則)

第 6 条 予算は、事業計画に従い当該会計年度に見込まれる全ての収入および支出内容を明瞭に表示するものでなければならない。

2 予算は、最小の経費をもって最大の効果を上げるよう編成し、計画的かつ効率的に執行しなければならない。

### (予算案の作成)

第 7 条 委員長は、会計年度開始前に事業計画及びそれに基づく予算案を作成し、委員会の会議に提出するものとする。

### (予算の執行)

第 8 条 事務局長は、当該目的及び区分に従って、予算を執行しなければならない。

2 予算の支出は、大科目に定められた金額の範囲内でこれを行わなければならない。ただし、予算執行上やむを得ない場合には、予算を流用することができる。この場合

において、事務局長はその事由を付して委員長の承認を受けなければならない。

#### (指定金融機関)

第9条 委員会の預金口座を設ける金融機関（以下「指定金融機関」という。）の指定及び変更は、事務局長が行う。

#### (金銭の出納)

第10条 事務局に金銭出納員を置く。金銭出納員は事務局長が指名するものとし、東京都産業労働局観光部課長代理の職にある者から充てることとする。

2 金銭出納員は、金銭の出納にあたり、証憑類を審査し、出納の内容及び経過を明らかにした文書、その他の関係書類を添付し、事務局長の審査を受けなければならない。

#### (収納手続)

第11条 事務局長は、収納金額が確定したときは、請求書を作成し、納入者に送付しなければならない。ただし、口頭その他の方法により納入の通知をする場合はこの限りではない。

2 金銭を収納した場合は、原則として領収書を相手方に交付しなければならない。

3 収納金は、指定金融機関に預金するものとし、直接これを支払資金に充ててはならない。

#### (支出手続)

第12条 事務局長は、支出を行おうとするときは、支出科目、支払金額及び支出の内容が適切であるかを調査して、債権者からの請求書の内容を確認の上、行わなければならない。ただし、以下の場合はこの限りではない。

(1) 請求書を徴収しがたい場合

(2) その他事務局長が請求書を徴する必要があると認めた場合

2 前項の規定により、支出を行った場合は、相手方から領収証書を受け取らなければならない。ただし、領収証書を徴することが困難な支払いについては、事務局長の支払証明書その他支払いの確認ができる書類によって領収証書に代えることができる。

#### (立替払)

第13条 事業の運営上、立替払により支払いを行う必要がある場合においては、事務局長は領収証書その他支払いの確認ができる書類を確認の上、立替払をした者に対し支出することができる。

#### (仮払)

第14条 契約上又は事業の運営上、資金の前渡又は概算により支払いを行う必要がある場合においては、仮払により行うことができる。



### (契約方法)

第 15 条 実行委員会が契約を締結する際に、契約の相手方となり得る者が複数いる場合は、以下に掲げる方法で競争性を確保して相手方を決定しなければならない。

- (1) 競争入札による方式
- (2) 企画提案方式
- (3) 前 2 号以外で競争性を確保した方法

2 前項の契約の相手方の決定に際しては、当該契約の価格、内容等を考慮し、委員会として最適なものを選択するものとする。

### (入札参加者の指名)

第 16 条 実行委員会は、一定の価額以上となる契約に係る競争入札の参加者等を指名しようとする場合は、その案をあらかじめ業者等選定委員会に付議するものとする。

2 前項の予定金額並びに業者等選定委員会の組織及び運営については、別に定める。

### (随意契約)

第 17 条 実行委員会は以下の各号に該当する場合は、第 15 条の定めによらず特定の 1 者と契約を締結することができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき
- (2) 競争入札に付することができないとき
- (3) 予定価格が 100 万円未満の売買契約その他の契約をするとき
- (4) 前各号に定めるもののほか、事務局長が特に必要と認めたとき

2 前項第 1 号、第 2 号及び第 4 号により特定の 1 者と契約を締結する場合、事務局長は特定の 1 者と契約する理由を明示して実行委員会の承認を受けなければならない。なお、前項第 3 号の場合でも、契約の相手方が特別の利害関係を有する場合は、事務局長は特定の 1 者と契約する理由を明示して実行委員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項第 3 号により随意契約を締結する場合、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、予定価格が 50 万円未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。

### (契約書の作成等)

第 18 条 事務局長は、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約の目的、契約事項及び履行期限その他必要な事項を記録した契約書を作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 電気、公衆電気通信等の役務の提供を受けるもの又は法令等の定めによりその必要がないものであるとき。
- (2) 契約金額 100 万円未満の契約
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即時に支払って物品を引き受け

るとき

(4) 前各号に掲げるもののほか、随意契約による場合で、慣行によるもの、又は事務局長がその必要がないと認めたものであるとき

3 前項の規定により、契約書の作成を省略する場合においても、軽易なもの又は契約の性質上必要がないと認める場合を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書類を徴するものとする。

#### (検 査)

第 19 条 事務局長は、請負契約、物品の買入れ又は役務の提供を受ける契約については、その受ける給付の完了の確認をするため、あらかじめ職員を指名し、必要な検査をさせなければならない。

#### (決算資料の作成等)

第 20 条 委員長は、会計年度終了後、収支計算書及び事業報告書を速やかに作成し、委員会の会議に提出し、承認を得ることとする。

#### (現金出納簿)

第 21 条 事務局長は、委員会の適正な財務管理を図るため、現金出納簿（別記様式第 1 号）を備え整理しなければならない。

#### (補 則)

第 22 条 この規程に定めのない委員会の会計処理は、事務局長が定める。

#### 附則

この要綱は、令和 6 年 月 日から施行する。

別表

(収入の部)

大科目	内容
負担金収入	東京都からの負担金収入
協賛金収入	協賛企業等からの協賛金収入
雑収入	その他の収入

(支出の部)

大科目	中科目	内容
事業運営費	委託料	会場の設営、装飾等及び事業運営に係る委託経費
	雑支出	その他の支出
事務局運営費	会議費	委員会の開催等に係る経費
	消耗品費	事務運営に係る消耗品の経費
	役務費	振込み手数料、保険料、その他の経費
	雑支出	その他の支出

## 個人情報保護方針

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取り扱うとともに、安全性を確保するために次の取組を実施いたします。

### 1 個人情報の保護に関する法令等の遵守

実行委員会の実施する催事等に係る個人情報の取り扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守いたします。

### 2 実行委員会としての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とします。

また、個人情報の収集目的を超えた実行委員会内における利用及び実行委員会委員以外の者への提供は、今後の催事等開催に係る案内や、催事等主催団体からの施策及びこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切いたしません。

### 3 個人情報の安全管理措置の徹底

個人情報を取り扱う情報管理の責任者を置き、個人情報保護のための適切な管理に取り組みます。

また、提供を受けた個人情報を漏えい、盗難、紛失、破損等から保護し維持するため、適切な対策を講じます。

### 4 その他個人情報の取り扱いに関する事項

本人から自己の個人情報について開示又は利用停止を求められた場合及び開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、遅滞なく対応します。

また、実行委員会委員、実行委員会事務局及び関係機関のすべての者に対してこの方針を徹底し、セキュリティ意識の向上を図ります。個人情報に関する問い合わせ・開示請求等については、下記までお問い合わせください。

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5320-4768（直通）

## 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクトの 実施に関する協定書

東京都を甲とし、東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会を乙として、甲乙間において、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。なお、共催協定については別途定める。

### （目的）

第1条 本協定は、東京におけるナイトタイム観光の活性化及び周辺地域の賑わい創出を目的とした、地域と連携したイベントや企画等（以下「本事業」という。）の円滑な実施に必要な事項を定めることを目的とする。

### （協定期間）

第2条 本協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

### （事業内容）

第3条 甲及び乙は、本事業を円滑に実施するため、別紙「事業計画」に掲げる事業その他必要な事業を行う。

### （業務分担）

第4条 甲及び乙は、それぞれ次に掲げる業務を分担する。

#### （1）甲の分担業務

- ア 本事業の企画・実施等に関する協議及び助言
- イ 甲の媒体を用いた広報等

#### （2）乙の分担業務

- ア 本事業の企画、広報、実施等に関する業務全般
- イ その他本事業の実施に必要な事項

### （経費負担）

第5条 本事業の実施に要する経費は、別紙「収支予算書」に基づき、甲が負担する。

2 本事業の実施において、乙は、民間事業者等から協賛金を募ることができるものとし、これを前項に規定する甲の負担金に充当することができる。

3 本事業に係る費用の精算の結果、欠損金が生じたときは甲の負担とする。

ただし、本事業の総事業費が第1項に定める甲の負担額を下回った場合は、乙は、甲の負担額から総事業費を差し引いた額に乙が本事業実施に当たって収入した協賛金等の総計を加えた額を甲に返還するものとする。

### （事業計画の変更）

第6条 甲及び乙が第3条に定める事業の内容及び第5条に定める経費負担額を大幅に変更し、又は本事業を中止する必要がある場合には、甲乙間において協議するものとする。

### （負担金の払込）

第7条 乙は、甲に対して本事業の負担金の支払いを請求し、甲はその内容を審査し、適正と認めるときには、請求金額を乙に支払うものとする。

#### (経理)

第8条 乙は、本事業に係る収入及び支出を明らかにするため帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、常に経理状況を明らかにするとともに、当該帳簿及び当該証拠書類は、本事業終了後5年間保管するものとする。

2 甲は乙に対し、いつでも前項に定める経理に係る帳簿等の閲覧を求めることができる。

#### (報告)

第9条 乙は、本事業の終了後、別記第1号様式により速やかに事業報告書、収支決算書及びその他甲の指示する書類を甲に提出し、その承認を得なければならない。

#### (負担金の精算)

第10条 甲は、前条の規定により提出のあった書類に基づき、本事業の終了後速やかにその内容を調査・審査のうえ、適当と認められるときは、甲の負担金の額を確定し、乙に対して別記第2号様式により通知する。

2 乙は、前項による額の確定通知を受けたときは、ただちに別記第3号様式により精算するものとする。

#### (事務処理状況の調査)

第11条 甲は、必要と認めるときは、乙の事務処理状況を調査することができる。

2 甲は前項の調査に当たり、いつでも第8条に定める帳簿その他の関係書類等の提出を乙に求めることができる。

#### (協定の解除及び負担金の返還)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は乙は本協定を任意に解除するとともに、当該時点までにかかった実費について、甲乙協議の上、相応の負担をすものとする。なお、実費に係る負担を除き、甲は乙に対し支払った負担金の一部又は全部について返還を求めることができる。

(1) 甲又は乙が本協定の各条項に著しく違反したとき

(2) 甲において、公益上の見地から本事業を中止する必要が生じたとき

2 甲及び乙は、前項各号の規定に基づき、本協定を解除したため本協定の相手方に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

#### (延滞金及び違約加算金)

第13条 甲が前条の規定により乙に負担金の返還を求めた場合において、乙が甲指定の期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付する。

2 前条第1項第1号から第2号までの規定に該当し、本協定を解除して、甲が乙に負担金の返還を求めた場合においては、負担金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該負担金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付する。

#### (延滞金及び違約加算金の計算)

第14条 甲が前条第1項の規定により乙に延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の

期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

- 2 甲が前条第2項の規定により乙に違約加算金の納付を求めた場合において、乙の納付した金額が返還を求めた負担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を求めた負担金の額に充てるものとする。

#### (損害賠償責任)

第15条 甲及び乙は、本協定に定める義務を履行しないため本協定の相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。

- 2 本事業の実施に当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。
- 3 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲又は乙が損害を賠償したときは、甲又は乙はその相手方に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

#### (緊急時の対応)

第16条 甲及び乙は、本事業の実施期間中、運營業務の実施に関連して事故、災害、その他の緊急事態（以下「緊急事態」という。）が発生した場合に備え、対処に関する体制の整備その他必要な措置に関する事項を定めなければならない。

- 2 甲及び乙は、緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。
- 3 緊急事態が発生した場合は、甲及び乙は、事故等の原因調査に当たらなければならない。

#### (暴力団等の排除)

第17条 乙は、本事業の運營業務を実施するに当たり、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること
- (2) 甲に報告すること
- (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること

#### (個人情報の取扱い)

第18条 甲及び乙が、分担業務に関して取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とし、他人に漏らしてはならない。運營業務終了後においても同様とする。

- 2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。
- 3 甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。
- 4 甲及び乙は、本事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に廃棄する。

#### (裁判管轄)

第19条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(権利の帰属)

第20条 本事業の実施により得られる成果・著作権は、乙に帰属するものとする。

2 甲及び乙並びに乙の構成員は、それぞれの事業において必要があると認める場合には、本件による乙の保有成果物を利用できるものとし、乙は別途著作権使用料を請求しないものとする。

3 その他、権利の帰属に関して疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

(協定内容の変更)

第22条 甲及び乙は、運營業務の内容等を変更する必要があるとき又は、経済情勢の変動、不可抗力その他予期することができない事由により本協定に定める条件が不相当となった場合は、協議の上本協定の内容を変更することができる。

(その他)

第23条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙はその都度誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

本協定締結の証として甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都  
東京都知事 小池 百合子

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会  
委員長 前田 千歳



(別記第1号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクトの  
実施に係る事業報告書・収支決算書の提出について

このことについて、東京ナイトタイム魅力創出プロジェクトの実施に関する協定書  
第9条の規定に基づき、別添のとおり提出します。

(別記第2号様式)

産労観振第 号  
令和 年 月 日

名称  
代表者名

東京都知事 小池 百合子

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクトの実施に係る  
事業報告書・収支決算書の承認及び東京都負担額の確定について

このことについて、令和 年 月 日付けで提出のありました東京ナイトタイム魅力創出プロジェクトの実施に係る事業報告書及び収支決算書については、東京ナイトタイム魅力創出プロジェクトの実施に関する協定書第10条の規定に基づき、記載のとおり承認します。

また、東京都が負担する額について、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

負担金額確定額  
金

円

(別記第3号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

名称  
代表者名

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクトの実施に係る負担金精算書

このことについて、令和 年 月 日付 産労観振第 号で額の確定通知を受けた負担金について、東京ナイトタイム魅力創出プロジェクトの実施に関する協定書第10条第2項の規定に基づき下記のとおり精算します。

記

1	概算受領額 金	円
2	精算額 金	円
3	差引額 金	円

## 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト事業計画

### 1 事業目的

都のナイトタイム観光活性化に向けたイベントを開催するとともに、周辺エリアにおける賑わい創出につながる取組を実施するものである。これにより、東京の魅力を国内外へ強力に発信し、誘客拡大を図るとともに、観光都市としての優位性・競争力を一層高めることを目的とする。

### 2 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト事業の概要

#### ア 西新宿エリア賑わい創出の取組

##### (1) 実施時期

令和6年11月下旬～令和7年1月1日まで(予定)

※実施日程の詳細は、実行委員会と別途協議の上決定する。

##### (2) 実施内容

西新宿エリアにおける年末時期にかけての賑わい創出のイベントの企画、実施

##### (3) 開催場所

西新宿周辺エリア(都民広場、4号街路、新宿中央公園、その他周辺施設等)

##### (4) 運営方法

実行委員会にて企画・運営を行う。

企画・運営にあたっては、委託業者を選定し、事業の一部を実施させる。

#### イ 年越しカウントダウンイベント

##### (1) 実施時期

令和6年12月31日21時頃から25時頃まで（想定）

※実施日程の詳細は、実行委員会と別途協議の上決定する。

(2) 実施内容

年越しをオンタイムで祝うイベントの企画、実施

(3) 開催場所

メイン会場：東京都庁第一本庁舎 都民広場

サブ会場：新宿中央公園、4号街路、その他周辺施設等（予定）

(4) 運営方法

実行委員会にて企画・運営を行う。

企画・運営にあたっては、委託業者を選定し、事業の一部を実施させる。

### 3 事業計画と今後の想定スケジュール

令和6年7月 委託業者選定、関係者との諸調整等

令和6年12月上旬～令和7年1月 イベント実施

令和7年1月1日 イベント終了

※実行委員会は必要に応じて随時開催

(別紙 (第5条関係) )

## 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト収支予算

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実施に伴う予算を、下記のとおり編成する。

記

### 【令和6年度予算】

大科目	内容	金額	備考
負担金収入	東京都負担金	600,000,000	
協賛金収入	協賛企業等からの協賛金	0	
雑収入	その他収入	0	
計		600,000,000	

### 【令和6年度予算】

(支出の部)

大科目	中科目	金額	備考
事業運営費	委託料	598,600,000	会場の設営、装飾等及び事業運営に係る委託経費
	雑支出	200,000	
事務局運営費	会議費	500,000	委員会の開催等に係る経費
	消耗品費	200,000	事務局運営に係る消耗品の経費
	役務費	300,000	荷物の運搬、振込み等に係る経費等
	雑支出	200,000	その他の支出
計		600,000,000	

## 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト事業計画

### 1 事業目的

都のナイトタイム観光活性化に向けたイベントを開催するとともに、周辺エリアにおける賑わい創出につながる取組を実施するものである。これにより、東京の魅力を国内外へ強力に発信し、誘客拡大を図るとともに、観光都市としての優位性・競争力を一層高めることを目的とする。

### 2 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト事業の概要

#### ア 西新宿エリア賑わい創出の取組

##### (1) 実施時期

令和 6 年 1 1 月下旬～令和 7 年 1 月 1 日まで（予定）

※実施日程の詳細は、実行委員会と別途協議の上決定する。

##### (2) 実施内容

西新宿エリアにおける年末時期にかけての賑わい創出のイベントの企画、実施

##### (3) 開催場所

西新宿周辺エリア（都民広場、4 号街路、新宿中央公園、その他周辺施設等）

##### (4) 運営方法

実行委員会にて企画・運営を行う。

企画・運営にあたっては、委託業者を選定し、事業の一部を実施させる。

#### イ 年越しカウントダウンイベント

##### (1) 実施時期

令和 6 年 1 2 月 3 1 日 2 1 時頃～2 5 時頃（想定）

※実施日程の詳細は、実行委員会と別途協議の上決定する。

##### (2) 実施内容

年越しをオンタイムで祝うイベントの企画、実施

##### (3) 開催場所

メイン会場：東京都庁第一本庁舎 都民広場

サブ会場：新宿中央公園、4 号街路、その他周辺施設等（予定）

##### (4) 運営方法

実行委員会にて企画・運営を行う。

企画・運営にあたっては、委託業者を選定し、事業の一部を実施させる。

### 3 事業計画と今後の想定スケジュール

令和6年7月 委託業者選定、関係者との諸調整等

令和6年12月上旬～令和7年1月 イベント実施

令和7年1月1日 イベント終了

※実行委員会は必要に応じて随時開催



## 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト収支予算

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実施に伴う予算を、下記のとおり編成する。

## 記

## 【令和6年度予算】

大科目	内容	金額	備考
負担金収入	東京都負担金	600,000,000	
協賛金収入	協賛企業等からの協賛金	0	
雑収入	その他収入	0	
計		600,000,000	

## 【令和6年度予算】

## (支出の部)

大科目	中科目	金額	備考
事業運営費	委託料	598,600,000	会場の設営、装飾等及び事業運営に係る委託経費
	雑支出	200,000	
事務局運営費	会議費	500,000	委員会の開催等に係る経費
	消耗品費	200,000	事務局運営に係る消耗品の経費
	役務費	300,000	荷物の運搬、振込み等に係る経費等
	雑支出	200,000	その他の支出
計		600,000,000	